

令和5年第7回臨時委員会会議録

1. 開催日時 令和5年5月15日(月) 午前9時00分から
午前9時15分まで
2. 出席委員 関文夫、小田克彦、矢野きく子、大橋康男
3. 出席職員 玉江幸裕、坂巻隆征
4. 会議次第

○ 関委員長

ただいまから令和5年第7回臨時委員会を開会する。

本日の議案は4件となっており、議案第22号「令和5年4月23日執行国立市議会議員選挙の当選の効力に関する異議申出について」から議案第23号「令和5年4月23日執行国立市議会議員選挙の効力に関する異議申出について」の2議案は関連するため一括議題としますが、この議案に関しまして利害関係がある場合はその議事に参与できないことから、委員長職務代理者の小田委員に会議の進行を任せたいと思います。

小田職務代理、よろしくお願いいたします。

(委員長退席)

○ 小田職務代理

ご指名がありましたので、職務代理者の私が会議の進行を務めさせていただきます。

それでは、議案第22号「令和5年4月23日執行国立市議会議員選挙の当選の効力に関する異議申出について」と議案第23号「令和5年4月23日執行国立市議会議員選挙の効力に関する異議申出について」の2議案は関連しますので一括で審議いたします。

事務局から説明を求める。

○ 事務局

議案第22号 令和5年4月23日執行国立市議会議員選挙の当選の効力に関する異議申出について

(説明) 公職選挙法第202条第1項に基づき6件の異議申出が立候補者から提出されました。内容としましては、当選者7名に対して当選無効の異議申出がなされました。

異議申出理由につきましては、申出書の確認をお願いします。

議案第23号 令和5年4月23日執行国立市議会議員選挙の効力に関する異議申出について

(説明) 公職選挙法第206条第1項に基づき提出されたものです。

こちらの異議申出も立候補者から選挙妨害による落選であり選挙決定は無効であるとの申し出です。

異議申出理由につきましては、申出書の確認をお願いします。

選挙管理委員会としては、申出人が本件選挙の立候補者であり、本件7件の異議申出が形式要件を備えたものであることから、これを適当なものと認め受理することに異議はありますでしょうか。

(各委員異議なし)

それでは、本件を受理することとし、今後の異議申出書の取扱い及び流れについて、資料に沿って協議していただければと思います。

まず、選挙の異議申出について、行政不服審査法を準用している事項があります。その上で、今後の手続き等を決定していただくものです。

1. 口頭意見陳述の機会の付与につきまして、申立本人より口頭で意見陳述の開催の申出がありましたので、行政不服審査法に基づき口頭意見陳述の開催を決定することといたします。
2. 口頭意見陳述の日時場所につきましては、申立者と今後調整を行います。
3. 口頭意見陳述聴取の開催を決定しましたら、文書を作成し通知を行い、審理関係人の招集をします。
4. 口頭意見陳述につきましては、選挙管理委員会事務局の職員が聴取を行うことを決定いただきたいと思います。
5. 証拠書類の提出期限につきましては、令和5年5月26日（金）午後5時までと決定いただきたいと思います。
6. 利害関係人からの参加の申立がありましたら、許可することで決定いただきたいと思います。
7. 参加人の意見書の提出期限について、令和5年5月26日午後5時までと決定いただきたいと思います。

以上の項目につきましては、決定いただきましたら、文書を作成し異議申出人に通知します。

なお、異議申出受理が5月8日であり、そこから30日以内を目途に申出についての決定するようになっていきますので、6月1日の委員会での決定を目標に進めてまいります。

もし、その決定に不服がある場合は、東京都選挙管理委員会に不服審査を申し立て、更にその決定に不服がある場合には高等裁判所に提訴することとなります。

供託金につきましては、法律上選挙の効力が確定してから返還することとなっておりますので、その旨を立候補者に通知を送付いたします。

公費負担につきましても、本来は選挙の効力が確定してからですが、業者との関連もあるのでどのタイミングをもって支払いを行うかは、委員会と調整させていただければと考えております。

審議のほどよろしく申し上げます。

○ **小田職務代理**

何か質疑等ありますか。

○ **矢野委員**

資料にある審理関係人とは本件では誰を指すのか。

○ **事務局**

申出書に名前が記載されている方になります。

○ **矢野委員**

申立人と審理関係人双方の話を聴取したうえで、6月1日に委員会で結論を出すということか。

○ **事務局**

そのとおりです。審理関係人についても、通知を送付し弁明の機会をどのようにするか調整します。

○ **各委員**

(質疑等なし)

○ **小田職務代理**

議案第22号、23号を原案のとおり可決する。
ここで、会議の進行を委員長と交代いたします。

○ **関委員長**

小田職務代理、進行ありがとうございました。ここからは、私が会議の進行を務めさせていただきます。

続いて事務局からの報告事項をお願いします。

○ **事務局**

(報告)

・今後の予定について

5月17日(水) 都市選連総会

6月1日(木) 定例委員会 午前10時から 市役所3階第4会議室

明るい選挙推進協議会総会 午後3時から くにたち市民総合
体育館2階会議室

○ **委員長**

何か質疑等ありますか。

○ **各委員**

(質疑等なし)

○ **関委員長**

以上で令和5年第7回臨時委員会を閉会する。

国立市選挙管理委員会規程第7条第2項により署名します。

令和4年6月1日

委員長 関 文 夫

職務代理者 小 田 克 彦

委員 大 橋 康 男

委員 矢 野 き く 子